

參考資料

第三次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定経過

開催日	議事内容
令和元年6月4日	(1)和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の概要について (2)次期計画策定スケジュール（案）について (3)第三次計画評価について
令和元年7月23日	(1)次期計画の体系案について (2)住民懇談会の進め方について
令和元年10月15日	(1)住民懇談会・アンケート調査について (2)次期計画の素案（第1章～第3章）について
令和元年12月17日	(1)次期計画の素案（第1章～第4章）について
令和2年1月28日	(1)パブリックコメント案について
令和2年2月7日 ～2月26日	パブリック・コメント募集
令和2年3月17日 (書面開催)	(1)パブリックコメント募集に寄せられた意見と回答について (2)計画の確定について

第三次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

制定 平成27年12月28日

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市が策定した地域福祉計画と和光市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定した地域福祉活動計画とを市、社協及び市民の協働により推進するため、第三次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 第三次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下この条において「計画」という。）の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員17名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 社会福祉、教育、保健又は医療に関する業務に従事する者
- (4) 公募による市民

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会に、会議の運営上必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課及び社協において共同して処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(和光市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

- 3 和光市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成17年告示第177号）は、廃止する。

第三次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会委員名簿
(平成30年2月12日から令和2年3月31日まで)

氏 名	選出区分	所 属・役職名等
さとう あきら ◎佐藤 陽	学識経験者	十文字学園女子大学 教育担当副学長
おおたが まさあき ○大賀 政 昭		国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部 主任研究官
もりや よしてる 守屋 佳 輝	関係団体を代表する 者	和光市自治会連合会理事兼福祉・保健部会 会長
えびはら としあき 海老原 利 昭		和光虹の会 会長
やぎした のぼる 柳 下 昇		和光市民生委員児童委員協議会 副会長
おおたに てつこ 大 谷 鐵 子		和光市ボランティア連絡会 副会長
しもかわ はつえ 下 川 初江		和光市身体障害者福祉会 会長
たかぎし よしき 高 岸 善樹		本町小学校区地区社会福祉協議会 副会長
やまぐち けいこ 山 口 慶子		第三小学校区地区社会福祉協議会 副会長
たじま たかこ 田 島 貴子	社会福祉、教育、保健 又は医療に関する業 務に従事する者	朝霞保健所 保健予防推進担当部長
すずき まさこ 鈴木 雅子		特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク 運営委員
ふかの まさみ 深野 正美		和光市チャレンジド団体連絡協議会 代表委員
わたなべ あつし 渡 邊 淳		和光市教育委員会事務局学校教育課 副主幹
はんだ りえこ 半田 理江子	公募による市民	
きぐれ こうじ 木暮 晃治		

◎：委員長 ○：副委員長（敬称省略）

和光市社協発展・強化計画中間見直し（取り組み期間：令和4年7月まで）

グランド デザイン	3年後のビジョン	取り組み
【組織】 地域福祉 に係る中 核組織と して責任 を果たす	○社会情勢に求められる適切な経営方針を掲げ、先駆的な福祉の取り組みを提唱し、実践する組織	○コンプライアンスの徹底 ○経営方針の定着 ○役員会の機能強化 ○行政とのパートナーシップの強化 ○事業の評価と再構築 ○ガバナンス強化 ○ワークライフバランスを実現するために働き方改革を推進する ○キャリアパスに取り組み、福祉サービスの向上と職員の情意を共有する ○ハラスメントの防止
	○人権原理に基づき、普遍的な社会福祉の理念を体現し、ソーシャルインクルージョンに寄与する組織	
【人財】 誰もが活 躍できる 地域をく ソウゾウ ＞する	○社協職員の福祉専門職化を進め、資質及び専門性の向上を図り和光市の福祉全般並びに組織の使命の実現に貢献する	○職員の人事育成システムの拡充 ○専門性の育成（倫理・価値・知識・技術・技能の教育）並びに経験の継承 ○社会的障壁に視点をおいた福祉共育 ○活躍の場の創出
	○地域の人財を発掘、啓発し、福祉のすそ野を広げる	○ボランティア活動の支援 ○ふくしキャッチャーズわこうの展開
【財源】 経営感覚 が使命遂 行の基盤 となる	○寄付文化の醸成を図り、市民が必要とする福祉に必要な財源が集約できる仕組みを作る	○社福法人の使命の徹底 ○アカウンタビリティとレスポンシビリティ ○事業提案による財源の獲得
	○経営感覚をもった事業展開と効果的な事業による収入の拡大を図る	○給付事業における完全採算の達成 ○経営感覚の獲得 ○経費削減努力
【連携・ 協働】 つながる 先をくソ ウゾウ＞ する	○地域包括ケアシステムに基づく関係機関・団体等との協働による生活支援ニーズ解決のための基盤の拡充	○福祉事業所連絡会の支援 ○避難行動要支援者制度の推進 ○地域住民や行政、関係機関・団体、産学連携による包括的な事業の推進
	○自助互助力と地域ネットワークを活かした効果的な減災の取り組みと社協災害ボランティアセンター機能の強化	○法人後見による市民後見人育成

グランド デザイン	3年後のビジョン	取り組み
【情報共有】 協働は発信から始まる	○社協および地域福祉に対する理解促進とハブ機能の拡充	○市民に向けた情報発信の徹底 ○他部署への情報発信と部署間の横断的な事業の推進
	○地域福祉活動における情報の共有と活用の促進並びに生活支援ニーズの解決にむけたサービス開発・ソーシャルアクションの展開	○地域に出る、住民に参画してもらうことで把握した生活支援ニーズの解決に住民自身が行き組める仕組みを構築する ○プライバシーに配慮した個人情報活用の啓発
【地域づくり】 誰も取り残さない地域を目指す	○「地区社協」機能の定着と住民主体の活動活性化、地域のつながりの再構築	○地区社協設置後の地域福祉・生活支援コーディネーター⇒CSW への役割変更に伴う加配により個別化された生活支援ニーズに対応する ○北・中央・南エリア単位で小地域福祉活動並びに地区社協を支援する ○地域における福祉共育・支え合い文化、企業・事業所による社会貢献や公益事業への取り組みを支援する
	○地域の社会資源としての社協施設の機能強化	○地域の生活課題に対して社協運営施設が担える機能を整備する（相談窓口・生活支援ニーズの把握と解決・住民活動の拠点・地区社協支援・中間的就労促進機能等）

第四次和光市地域福祉計画
和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

発行年月日 令和2年3月
発行 和光市保健福祉部地域包括ケア課・社会援護課
社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

和光市保健福祉部地域包括ケア課・社会援護課

住所 埼玉県和光市広沢1-5
電話 048-464-1111（代表）
FAX 048-466-1473
URL <http://www.city.wako.lg.jp>
E-mail d0500@city.wako.lg.jp

社会福祉法人 和光市社会福祉協議会

住所 埼玉県和光市南1-23-1 総合福祉会館内
電話 048-452-7111
FAX 048-465-8308
URL <http://www.wako-shakyo.or.jp/>
E-mail info@wako-shakyo.or.jp

